

令和 年 月 日

石川県雇用環境整備助成金支給申請書

(**宿舍等の借上げ事業**)

石川県人材確保・定住推進機構 運営委員長 様

新たに雇用する従業員のため、宿舍等の借上げを行い、雇用環境を整備したので下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 申請事業者

所在地	〒 -		
事業者名			
代表者役職・氏名			
申請事務担当者	職・氏名		電話番号
	E-Mail		

2 対象事業所

事業所名			
所在地	〒 -		

※1と同じ場合は「同上」と記載

3 新たに雇用した労働者（最大5人）

①	氏名	雇用開始時期	年	月	日から
②	氏名	雇用開始時期	年	月	日から
③	氏名	雇用開始時期	年	月	日から
④	氏名	雇用開始時期	年	月	日から
⑤	氏名	雇用開始時期	年	月	日から

(裏面に続く)

4 支払済の宿舍賃借料

①	月額賃借料 契約期間	円 / 支払済賃借料 年 月 日 ~ 年 月 日	円
②	月額賃借料 契約期間	円 / 支払済賃借料 年 月 日 ~ 年 月 日	円
③	月額賃借料 契約期間	円 / 支払済賃借料 年 月 日 ~ 年 月 日	円
④	月額賃借料 契約期間	円 / 支払済賃借料 年 月 日 ~ 年 月 日	円
⑤	月額賃借料 契約期間	円 / 支払済賃借料 年 月 日 ~ 年 月 日	円

※月額賃借料の欄には、賃貸契約書において定められた賃借料を記載してください。

※支払済の賃借料が労働者毎に 10 万円を超えていることが必要です。

5 重要事項の確認

* 「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」

- ① ハローワーク等の紹介により 2 人以上の従業員を新たに雇い入れ、地震の復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理費や、従業員宿舍確保に要する経費等が 100 万円以上となった場合、厚生労働省の「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の対象となり、対象経費と雇い入れた従業員の人数に応じて一定額の助成を受けることができます。
- ② ①の「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の助成を受けた場合、「石川県雇用環境整備事業（宿舍等の借上げ事業）」については申請することができません。

以上の内容を踏まえ、下記のいずれかについてチェックを記入してください。

- 私は、「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の対象とならないことを確認しました。
- 私は、石川県雇用環境整備助成金（宿舍等の借上げ事業）で対象となる経費について、「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の支給申請を行わないことを確約します。

代表者氏名 _____